

京都市立看護短期大学学則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 榎本 頼兼

京都市規則第141号

京都市立看護短期大学学則の一部を改正する規則

京都市立看護短期大学学則の一部を次のように改正する。

第15条第6号を次のように改める。

- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則第8条第1項に規定する認定試験合格者（旧大学入学資格検定規定（昭和26年文部省令第13号）第8条第1項に規定する資格検定合格者を含む。）

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

（保健福祉局保健衛生推進室地域医療課）